

社会福祉法人城端敬寿会 役員等の費用弁償規程

平成27年 5月27日施行
平成29年 6月 8日改正

附 則

この規程は、平成27年5月27日から施行する。

この規程は、平成29年6月 8日から施行する。

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人城端敬寿会定款第8条の規定により、役員等に対する費用弁償に関する事項を定めるものとする。

(業務の種類)

第2条 費用弁償を支給する業務は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 理事会、評議員会及び第三者委員会への出席
- (2) 監事による定期または臨時監査
- (3) 行政機関による監査の立会
- (4) 役員の研究會への参加
- (5) その他理事長が必要と認めた業務

(費用弁償)

第3条 前条第1号から第3号の業務の場合は、費用弁償として1日当たり5,000円を支給する。ただし、遠隔地から会議等に出席するために特別の経費を必要とする場合には、社会福祉法人城端敬寿会旅費規程を準用し、その費用を支給することができるものとする。

2 前条第4号及び第5号の業務の場合は、費用弁償として社会福祉法人城端敬寿会旅費規程を準用し、役員等の区分の旅費を支給する。

(適用除外)

第4条 法人職員であって法人役員を兼務する者については、この規程は適用しない。

(委任)

第5条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。